

4	有期雇用教職員の雇止めについて
	【質問】 有期雇用教職員の雇止め問題に関して、文部科学省が2023年2月7日付けで「貴法人における無期転換ルール of 適切な運用について(依頼)」という文書を出し、「無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うこと」を行わないよう求めているにもかかわらず、北海道大学は現状の雇止めの方針を「直ちに労働契約法の趣旨に反するもの」ではないとして、2012年の役員会決定の方針を維持し、5年または10年での雇止めを継続しています。特に2023年3月の理化学研究所における研究者の大量雇止めにより社会問題化したこの雇止め問題に対しては、学内からも改善を求める声が多く寄せられています。本学の雇止め方針について今後どのような施策を取るつもりかお聞かせ願います。
	【回答】 2012年度の役員会で決定された現行ルールについて、大学運営及び経営責任の観点から、一定のルールの下で有期労働契約という雇用形態を活用し、法律に即した適切な運用を行っているところであると考えています。 なお、雇用されている方の背景や条件、さらに雇用する側のニーズも踏まえ、これまで以上に有為な方の雇用をできるだけ長く継続できるように図っていきたいと考えており、その中で<u>現在の運用について見直す必要があれば対応したい</u>と考えています。 質問3でもお答えしたように、<u>人口減少社会における人材確保は、組織発展に向けた生命線であるという認識</u>は強く持っています。本学の必要十分な人件費の適正管理を行いつつ、有能な有期雇用教職員の雇用が継続できるようにすることは、大学の教育・研究・経営にとって、重要な戦略と考えています。